



2006年6月29日 第2006-37号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

TEL 03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

労働契約・労働時間法制で労使とも素案に反対

労働政策審議会・労働条件分科会では、昨年秋から「労働契約法および労働時間法制のあり方」について議論を重ねてきました。6月27日開催された会議で、厚生労働省は「7月の中間取りまとめのベースとして作成した」とする「労働契約法制及び労働時間法制の在り方について(案)」という資料を前回に引き続き提出。この内容に労使とも強く反対の意見を表明しました。

<厚労省案のポイント>

【労働時間法制】

- ・ 自律的労働時間制度の創設（一定条件の労働者を労働時間規制から除外）
- ・ 月30時間以上の時間外割増の引き上げ
- ・ 月40時間超残業の労働者に法定休日1日付与

【労働契約法】

- ・ 解雇の金銭解決の検討
- ・ 会社が定める就業規則を労働契約の内容とみなし、労働者と合意があったものと推定する

労使双方が内容と進め方に反発

日本経団連からの委員は、「これまでの議論で、労使が合意する部分に限って法律化することを検討してはどうかとの合意がなされた。しかし、実際には内容に踏み込んだ議論が十分でないだけでなく、本日示された案では、有期雇用や割増賃金など、これまで議論の俎上にも上がっていなかった点も提示されている。労働契約法は、労基法や労組法に匹敵する重要な法律なので、時間をかけて慎重に議論すべき。議論が十分でないのに中間

取りまとめを行うことには断固反対」と述べました。また、中小企業団体の委員からも、「中小企業には過大な負担」等の反対意見が出されました。

これに対して労働側委員は、議論が十分ではなく、労使の考え方に大きな隔りがある状況で、中間取りまとめを行うことには反対であるとして、下記のような意見を強く主張しました。

公益委員を挟み調整作業へ

こうした労使双方の反発に対して、公益側委員からは、「労使双方の意見は大変重い。労使委員と調整しながらさらに議論を深めることが必要」「労働契約法は、国会の附帯決議が元で議論が始まったので、労使や行政としても重く受け止めるべき。ここで議論を止めたり中断するべきではない」などの意見が出されました。

以上の意見を受け、西村分科会長は「労使は労働契約のルールが必要との認識は一致しているが、その内容の議論が不十分、ということ。労使双方から重大な疑義が出されたので、少し調整の時間をいただいて、次回開催としたい」と結びました。

分科会開催に先立ち、連合は、厚生労働省前において「6.27 労働政策審議会労働条件分科会・労働側委員激励行動」を実施し、労働側委員は力強く決意表明をしました。なお、JAMからは小山副書記長が委員として参加しています。

労働側委員の意見（概要）

労働契約に関わるルールが必要であることについては、労使の認識が一致したが、労働契約法を制定するとすれば、そこに盛り込むべき項目については労使の主張の乖離が大きく、ひとまずは「労使が合意する項目について法制化することを検討してはどうか」ということで本日まで議論が続いてきた。しかるに、これまで労働側委員が出してきた意見が反映されているかは、はなはだ疑問。とりわけ、就業規則を労働契約法に盛り込み、さらにその合理性推定に労使委員会を関与させること、解雇の金銭解決制度、ホワイトカラー・イグゼンプション制度の導入には、労働者委員は強く反対してきたが、「案」では一顧だにされていない。さらに、前回提示された論点についてすら、踏み込んだ実質的な議論は満足にできなかった。

かかる状況や厚生労働省事務局の対応の中、労働基準法や労働組合法に比肩する重要な法律である労働契約法を引き続き審議していくことには懸念がある。議論不足の上、労使の意見を反映していない「在り方について(案)」に沿った中間取りまとめを厚生労働省事務局主導で行えば、連合の主張する「労働者のための労働契約法」は実現できない。労働側委員は労働条件分科会に対して、労働契約法の審議を一時的に中止することを求める。